

2005年6月15日

練馬区教育委員会
委員長 林 清 様

よりよい練馬区の図書館をつくる会

代表者 住所 練馬区東大泉3-38-7

氏名 輝峻 淑子

電話 03(3922)5892

代表者 住所 練馬区大泉学園町6-17-7

氏名 丸谷 博男

電話 03(3923)5146

事務局長 住所 練馬区中村3-10-6

氏名 関 日奈子

電話 03(3990)6327

「図書館の委託化に反対及び図書館の充実と発展に関する陳情について(回答)」についての説明要請

貴職が発行された文書番号16陳情第7号(平成17年5月13日付)の標記回答書を受領致しましたが、その文書の「2 理由」について、下記によりご説明いただきますよう要請致します。

なお、この要請は、標記陳情に賛同・署名された10,120人の方々に対し、私どもが、貴委員会の陳情不採択につき、正確にかつ分かりやすく報告する義務を、全うするためのものです。

事情をご賢察いただき、可及的速やかに具体的で分かりやすいご説明をお願い致します。

本要請についての説明には、いつでも参上致しますのでご連絡下さい。

記

回答書は、「これまで数回にわたり、審査および検討を重ねてまいりました。このことにより、」として、「委託化反対を前提とした今回の陳情については、不採択」と述べられています。

これについて、公開された教育委員会議事録及び平成17年第7回教育委員会臨時会の傍聴メモ(平成17年4月開催の教育委員会議事録は作成中につき、6月中旬まで入手不可能のため傍聴メモによらざるを得ないものです。別紙参照)並びに、提出済みの陳情書、同書補足説明書(以下、補足説明書)に基づいて検討致しましたが、次の点が疑問です。項目毎に具体的な説明をお願い致します。

1. 平成17年第7回教育委員会臨時会(4月26日開催)において、教育委員会事務局が初めて提出した「区立図書館業務委託実施計画(案)(資料4)」について、具体的な審議をされないまま、陳情の不採択を決められたのはどうしてでしょうか。以下の諸点については、どのような審議と判断をされたのでしょうか、ご説明をお願い致します。

1.1 「委託先職員の定着率と資質」は、問題ないでしょうか、疑問です。

委託によるサービス低下の問題として、委託先職員の定着率と資質(司書資格及び図書館における実務経験)が審議されています(注1)が、「区立図書館業務委託実施計画(案)」では、どのように対処されることで、問題がないものと判断されたのでしょうか。

1.1.1 「プロポーザル方式で解決する」問題でしょうか、疑問です。

1.1.1.1 雇用条件の実態をみると、定着率が保たれるか疑問です。

審議の中では、業者選定をプロポーザル方式で行うことにより解決するとの見解が出されていますが、他区における実態はいずれも、補足説明書 要旨1.(1)3 (注2)及び付属文書<図書館委託会社の実情について>に明らかのように、時給800円~900円のパートが契約社員(責任者クラス:月給180,000円~)を最長一年契約で雇用しているのです。この

雇用条件で、定着率が保たれるでしょうか、疑問です。

1.1.1.2 雇用条件に区は介入できないため、「プロポーザル方式で解決」は無理ではありませんか。
プロポーザル方式でも、「この業者がどのような内容で雇用者と結ぶかについては区から
いえない」し、区としては「サービスが低下しないように仕様書、契約書を作って」業者選
定をすることになるのです。(鍵括弧内いずれも光が丘図書館長の答弁)これで、雇用条件
の改善が図られ、定着率が保たれるでしょうか、疑問です。

1.1.1.3 職員の資質に問題がないか、疑問です。

職員の資質は、司書資格の他に、「図書館に来て何を身に付けたかが大切」(光が丘図書館
長の答弁)とされています。前記定着率問題に加えて、業務委託契約が一年単位であるため、
「図書館に来て」経験と教育を積み重ねることを難しくします。どのように解決されるので
しょうか。現行図書館協力員の7割近くが5年以上の在籍者であることと比較するとき、
サービス低下の心配は拭えません。ご説明下さい。

注1：教育委員会議事録からの抜粋。

委員

陳情書の理由にある委託の労働条件の低さから、専門的職員が定着しないにつて、これについてどのように考
えているのかお聞きしたい。

光が丘図書館長

委託する業者と、この内容で業務をしてくださいという仕様で契約を結ぶことになる。この内容が履行されな
いことは問題であるが、この業者がどのような内容で雇用者と結ぶかについては区からいえないが、結果として
区が求めるサービスができるかどうか重要かと思う。他区でも契約の際、司書の資格をもった方の割合を多く
する、研修の部分では対人的サービスの研修を積む、プライバシー保護の研修を行う等の条件を契約内容に入れ
るようにしていると聞いている。この点についても今後参考にしてサービスが低下しないように仕様書、契約書
を作っていくと考えている。

教育長

労働条件の悪さとあるが、契約金額が抑えられたことにより雇用条件に影響が出て、実際に2、3か月で職員
が変わるようなことがあるのか。

光が丘図書館長

事例として、業者を決める際に入札方式をとったところは、価格競争の面から受託した業者でこのようなこと
があったと聞いている。多くの区は競争入札ではなく、業者から企画書を提出してもらい説明を受け検討し、最
終的にどの業者にするか決めるプロポーザル方式にて業者選定を行い、この方式で業者選定をするとサービスの
水準を維持できていると聞いている。

(以上、16 会議録 26 号 平成 16 年第 15 回教育委員会臨時会)

委員

今後司書職の位置づけについてお聞きしたい。

光が丘図書館長

現在、大学での司書について学ぶカリキュラムと実際の図書館の業務内容がかけ離れていると聞いている。こ
れは、パソコンの検索など情報にアクセスする手段が多様化し、水先案内人である司書がそのスキルをどれだけ
身に付けているかが問われていることと思われる。これからも司書は不要とっていない。職場に来て実務の中
で何を学んだか、何を身に付けたかがウエイトとして高いのではないかと思う。専門図書館であれば、司書の能
力は活かすことができるだろうが、区立図書館では専門書より一般書が多く蔵書されている。サービスから考
えると司書の知識は必要である。それに図書館に来て何を身に付けたかが大切ではないかと思われる。

(以上、16 会議録 24 号 平成 16 年第 10 回教育委員会定例会)

委員

現在練馬区立図書館に司書の資格を持った職員はどのくらいいるのか。

光が丘図書館長

常勤職員は151名おり、その中で司書の資格を持っているのは1/3以下である。非常勤職員は採用の際、司

書資格を持っている、あるいは図書館の勤務経験があるという選考条件で採用しており、約 8 割が持っている。常勤の職員については、図書館に異動してきた時に研修にて資格をとる職員もいる。図書館に常勤職員で司書資格をもった職員を図書館に少なくとも 1 名配置するようにしている。

委員長

司書職は少ないが司書の資格を持った職員はいるということは、司書は必要と考えていいのか。

光が丘図書館長

司書の資格を持っていればすぐに現在の図書館の仕事が完璧にできるということではなく、その図書館のシステムを覚えたり、図書館それぞれで勉強する事項もある。司書の資格をもっていればすぐに図書館の仕事ができることは難しいが、専門の資格であるので、図書館の現場で司書資格を持った職員が必要であると聞くと、これが職名として必要であるかどうかは別のように思われる。

(以上、16 会議録 26 号 平成 16 年第 15 回教育委員会臨時会)

注 2：補足説明書より抜粋。

要旨 1.(1)3)

受託業者の採用条件は、パートか契約社員で時給は、800 円～900 円です。

- a. これでは経験と教育を要する利用者サービスの水準維持は無理です。(詳細は付属文書 1～3 ページをご覧ください)
- b. 「委託の導入に当たっては、選定方法、実績等の精査により受託能力のある業者を確保するとともに契約・仕様書、各業務マニュアルおよび日々の区の委託管理により図書館サービスが低下しないよう図っていきます。」(区の見解)では、解決できません。
- c. 受託社員が定着しないのは、低賃金にも関わらず過大な業務量に加えて、仕事内容がマニュアルに縛られた単純・定型的な貸出・返却処理に終始することで、意欲を失うことにもあるのです。
- d. ほとんど協力員の人件費と変わらない委託費を支払っても、受託従業員の賃金は上記のように低く、個人消費を引き下げる作用を及ぼします。専門的知識を持って経験を積み上げることができる現在の図書館協力員制度を維持・拡充するのが得策です。
- e. 荒川区と葛飾区はそういう道を選びました。選択肢として現に存在するのです。

1.1.2 定着率(雇用条件)の問題は、サービスの低下だけでなく、「プライバシーの保障」という重大な問題を左右するものです。補足説明書 要旨 1.(1)5) (注 1)で述べておりますが、審議における答弁(「業者が設ける基準、資格要件も把握する必要がある」詳細は注 2)では、心配です。どのようにして「安心」と説明されるのでしょうか、お伺い致します。

注 1：補足説明書より抜粋。

要旨 1.(1)

5) 読書の秘密やプライバシーが保障されるか心配です。

受託社員の予約情報の悪用事件が、実際に発生しました。(「都政新報」2002 年 12 月 17 日)

地方公務員法の適用を受けず、パート社員や定着性が低くならざるをえない給与の受託社員に、思想・信条の自由に関わる読書の秘密を保障ができるか疑問です。

注 2：教育委員会議事録からの抜粋。

委員

陳情書に(中略)「利用者のプライバシーは守られない。」とあるが、これについて具体的にどのようなことが教えてほしい。

光が丘図書館長

(前略)利用者のプライバシーが守られないについては、図書館に誰が訪れ、どういう本を借りたかについては個人のプライバシーにあたるので、委託業者でも職員でも話すことではない。委託業者の中にはプライバシーに対する基準を設けたりしているところもある。区でも委託化民営化方針の中で、個人のプライバシーについては厳しくうたっているため、練馬区で行う場合は、業者が設ける基準、資格要件も把握する必要があると考える。

(以上、16 会議録 23 号 平成 16 年第 12 回教育委員会臨時会)

1.2 カウンター関連業務のみを委託する無理や「区民への混乱ない対応」への疑問があります。

「カウンター業務を委託することは図書館の一連の業務を見た場合、無理な分割なのかどうか」（注1）や「区民（利用者）への混乱ない対応」（注2）が審議されましたが、「区立図書館業務委託実施計画（案）」では、以下の諸点について、どのように対処されているのでしょうか。お伺い致します。

1.2.1 補足説明書 要旨 1.(1)1)及び(2)、(3)(注3)で述べておりますが、カウンター関連業務は、利用者との日常的な接点であり、図書館の現場です。ここに関われないことによる区職員の成長や委託外業務（選書、除籍、レファレンス、電算システム構築、図書館政策策定等）へのマイナス影響があります。どのように、解決されるのかご説明下さい。

1.2.2 教育長の「区民からすると職員、委託業者と関係ない。区民に対して混乱なく対応しなければならない。」との指摘は、どのように解決されるのでしょうか、疑問です。

1.2.3 補足説明書要旨 1.(1)3)、(2)1)（注3）で具体的に述べている、カウンターでの利用者に対するきめ細かいサービス（障害者、子ども、高齢者への案内やレファレンスの連続性発展性）が、提供できるのでしょうか、疑問です。

1.2.4 補足説明書要旨 1.(1)4)（注3）で説明している「トラブル対応」の問題は、「よく聴き、迅速・適切な対応」が不可欠です。他区では、受け手が代わることでトラブルが拡大、錯綜する実情を聞きます。どのように対処されることで、問題ないと判断されたのでしょうか、お伺い致します。

注1：教育委員会議事録からの抜粋。

教育長

カウンター業務を委託することは図書館の一連の業務を見た場合、無理な分割なのかどうか、分割しても支障がないのかお聞きしたい。

光が丘図書館長

カウンター業務だけでなくそれに関連した業務についても委託内容を拡大している区もある。利用者が見えるカウンター業務だけでなく関連する業務も委託し、途切れないように委託の範囲を考えている。

（以上、16 会議録 26 号平成 16 年第 15 回教育委員会臨時会）

注2：教育委員会議事録からの抜粋。

教育長

委託業者がカウンターに従事していると仮定して、利用者からの依頼内容が委託内容でないので他にお願ひすると思うが、その場合は常勤職員、非常勤職員が対応するのか。その場合は、その場に職員がいないと職員を呼びにいかねばならないのか。区民からすると職員、委託業者と関係ない。区民に対して混乱なく対応しなければならない。他区の状況についてお聞きしたい。

光が丘図書館（引用者注：長が脱落しているが原文のまま引用）

利用者と直接関わる業務として利用者登録、本の貸出、返却、予約、相談および事業がある。このうち児童サービス、障害者サービス等事業は直接職員が関わっている。質問にあった、窓口にて利用者がお尋ねになり、委託業者がこれは委託内容でないので職員を呼ぶのかについては、他区では一般的に本の貸出についてはその中で対応し承っている。高度な相談については職員が行っているの、専用の場所に案内することになっている。

（以上、16 会議録 27 号平成 16 年第 11 回教育委員会定例会）

注3：補足説明書より抜粋。

要旨 1.(1)

1) カウンター関連業務が委託されると、職員の成長に悪影響を及ぼします。

利用者に対しての洞察など基本的なサービスの原点たる「心」が育たなくなります。

- a. 机上の理解が通常化してしまい、サービスの「真実の瞬間」(現場)に立ち会えなくなってしまうのです。
- b. サービス・マネジメントの中心的概念としての「真実の瞬間」はあらゆるサービスの基本となるものです。全てのサービスはこの出会いの瞬間から始まるのです。

利用者からの質問や相談を受け、それらを考え処理していく経験を積み重ねながら図書館員は成長していくのです。

- 3) 資料請求への対応など経験と教育を要する利用者サービスは不十分で、委託前より下がります。

単純に他区の利用者満足度で判断するのは適当ではありません。練馬区は関係者の努力により、比較的高い利用者サービス水準にあるからです。(最終ページに添付した付属図表をご参照下さい)

障害者への対応には、担当者の人間性に加え2~3年の蓄積が必要とも言われています。

- a. 障害者はナイーブで、ときに感情の起伏が激しく、被害者意識をもつ方が多く、カウンターの職員の何気ない言動、態度、コミュニケーションの違いに大きく反応しがちです。そうした個性を理解して対応してくれてきたからこそ安心し、図書館へ行くのが楽しくなるのです。
- b. 視覚に障害のある方に対しては、それぞれ障害の程度が違うことを理解した上での、手引き、話のやりとりがあり、対応は個別に異なります。
- c. 聴覚障害者の来館時にスムーズに手話で応じられる受託従業員はいてくれるのでしょうか。その都度担当者呼びに行かれるのを見ては、足が遠のきがちになりかねません。
- d. 知的障害者にとってカウンターでの優しい、自分を理解してくれていると感じられる対応は欠かせない条件です。受託従業員がうまく対応してくれるのでしょうか。

「単純なレファレンス」で、委託後、次のような対応ができるのでしょうか。

- a. 子どもにとって図書館のカウンターの役割は百科事典みたいなものです。
 - ・三年生の男子が恐竜が好きで、カウンターで恐竜の本が見たいとたずねた。
 - ・カウンターにいたおねえさんが出してくれたそうで、3冊の本を借りてきたが、
 - ・図鑑的なものと、化石からの想像図、復元恐竜の子どもが迷子になる物語風のもの、子どもの興味と知識を深めるような選び方に感心した。
- b. うちのおじいちゃんが孫と一緒に童謡をうたいたいとカウンターで聞いたら、「うたえほん」という可愛いさし絵と楽譜がついている本をすすめてくれて、「秋の童謡」というカセットテープを借りてきて楽しんでいる。

受託業者の採用条件は、パートか契約社員で時給は、800円~900円です。

- a. これでは経験と教育を要する利用者サービスの水準維持は無理です。(詳細は付属文書1~3ページをご覧ください)
- b. 「委託の導入に当たっては、選定方法、実績等の精査により受託能力のある業者を確保するとともに契約・仕様書、各業務マニュアルおよび日々の区の委託管理により図書館サービスが低下しないよう図っていきます。」(区の見解)では、解決できません。
- c. 受託社員が定着しないのは、低賃金にも関わらず過重な業務量に加えて、仕事内容がマニュアルに縛られた単純・定型的な貸出・返却処理に終始することで、意欲を失うことにもあるのです。
- d. ほとんど協力員の人件費と変わらない委託費を支払っても、受託従業員の賃金は上記のように低く、個人消費を引き下げる作用を及ぼします。専門的知識を持って経験を積み上げることができる現在の図書館協力員制度を維持・拡充するのが得策です。
- e. 荒川区と葛飾区はそういう道を選びました。選択肢として現に存在するのです。

公共図書館サービスは、収益を生まない無料の原則に基づいており、さらに住民だれでもが利用できる社会教育機関のため自治体行政のなかでも公益・公共性が強く、今まで民間では行われてきませんでした。そのためサービスの経験や能力は民間には蓄積されてはいません。よって、根幹的な図書館業務たるカウンターをはじめとする業務を委託することは一つの社会的機関の衰弱を意味します。

- 4) 委託業務には、区職員が直接介入できず、トラブル対応が迅速に行えず利用者サービスを低下させます。

受託従業員に対する直接の指揮監督はできません(職業安定施行法規則第4条)。

規定に反する利用者対応、利用者とのトラブル、利用者間のトラブルなどへの対応遅れが起こり、利用者サービスが低下します。

- (2) 委託しない利用者サービスの水準も下がります。

- 1) 他の区では委託者が「単純なレファレンス」を行っているようですが、
レファレンスは単純な受け答えから始まります。例えばレストランを開業したい人が来て、「レストランの資料を見たい」と言うとき、産業の棚（6門）へ案内して終わってしまうのではないのでしょうか？都の中小企業情報を扱う地域資料や中小企業の経営指標が載る参考図書あるいは都立図書館のビジネス支援サービスなどにつながっていくのか疑問です。複雑なレファレンスは激減し、インターネットとだけ結ばれた、来館者の滞在時間が短い活力のない図書館が出現するのではないのでしょうか？（複雑なレファレンスの一例としては、付属文書4ページをご参照下さい）
- 2) 毎日の配架作業をしないでスムーズな除籍業務が遂行できるのでしょうか？
- 3) 練馬区の図書館電算システムは全国でもハイレベルのものとして聞きおよびしております。
今後、その更新期が繰り返されるかと思いますが、その時期に現場をよく知る図書館員がいなければ区民のニーズにあったシステムを構築することはできません。
また、システムについての支障点などが日常不断に掴まれていなければ、いかに能力のある職員といえど、更新全体をカバーすることはできません。
現在の練馬区の図書館サービスを支える電算システムを維持・発展させるためにも職員が現場できちんと働いているということが不可欠なのです。
- (3) 住民自治の基本は私たちの声や思いが行政の行為になめらかにつながっていくことだと思います。
 - 1) 区民がじかに接する受託社員には、選書をしたり企画をたてる権限がありません。
 - 2) また、将来、図書館長になったり議会答弁をする可能性はほとんどありません。
 - 3) 委託されるとカウンターをはさんでの貸出・返却、予約、相談行為、言葉のやりとりは選書など区のその先の行為に、今までのように反映されることがなくなります。
 - 4) 今の職員体制は私たちの思いや言動が行政行為として結実する、私たちの宝物です。これを大切に育ていくことが私たちの未来の可能性を開いていくのだと思います。

1.3 「利用者登録を委託していない区の理由」への疑問は説明されておられません。

教育長が利用者登録業務を委託していない文教区の考え方を質問しています（注1）が、回答がないままとなっています。「区立図書館業務委託実施計画（案）」では、「利用登録」を委託対象業務としていますが、どのような説明がなされ、どのような判断をされたのでしょうか。お伺い致します。

注1：教育委員会議事録からの抜粋。

教育長

利用者登録について文京区だけが区の業務になっているが、文京区では独自の考えがあってこのようになっているのか。（以下略）

光が丘図書館長

文京区については後日説明させていただく。（以下略）

（以上、16 会議録 27 号 平成 16 年第 11 回教育委員会定例会）

1.4 経費節減についての検討はされたのでしょうか、疑問です。

経費について資料提示の要請が委員から出されていましたが（注1）が、「区立図書館業務委託実施計画（案）」についての経費は、どのように提示され、どのような検討がなされた上で結論を出されたのでしょうか。ご説明下さい。

1.4.1 補足説明書 要旨 1.(1)3) d. (注2)において、図書館協力員制度の拡充で委託化と変わらない経費削減の提言を致しております。具体的な数値に基づく比較検討などをされたのでしょうか、お伺い致します。

注1：教育委員会議事録からの抜粋。

委員

経費についてもはっきりしていないので、その辺についてもできる範囲でいいのでわかるものを示していただ

けたなと思う。

生涯学習部長

現在委託内容等について検討中である。委託については 18 年度から実施と考えている。結論を示すまでには至っていないところであるので時間をいただきたい。

(以上、16 会議録 26 号 平成 16 年第 15 回教育委員会臨時会)

注 2：補足説明書より抜粋。

要旨 1.(1)3)

d.ほとんど協力員の人件費と変わらない委託費を支払っても、受託従業員の賃金は上記のように低く、個人消費を引き下げる作用を及ぼします。専門的知識を持って経験を積み上げることができる現在の図書館協力員制度を維持・拡充するのが得策です。

1.5 「委託化・民営化の実施基準」、の検討が行われたのか、疑問です。

「委託化については、区の委託化・民営化方針に基づいて実施するところである」との発言があり(注 1)、当然、「委託化・民営化の実施基準」に基づく検討が行われたと考えられますが、同基準の サービス水準の維持 と 経費の節減 については審議、言及されているものの、区民ニーズに対する柔軟な対応 雇用創出等による地域の活性化 についての検討がなされた記録がありません。「区立図書館業務委託実施計画(案)」では、この二項目について、どのように検討され、判断されたのでしょうか。具体的なご説明をお願い致します。

注 1：教育委員会議事録からの抜粋。

生涯学習部長

委託化については、区の委託化・民営化方針に基づいて実施するところである。これにはサービスを低下させない上で委託化するとなっている。

(以上、16 会議録 27 号 平成 16 年第 11 回教育委員会定例会)

2. 「陳情 要旨 2. 資料費を増額し、利用者の期待にこたえられるよう資料を充実してください。」を一括不採択とされたのは、どうしてでしょうか、ご説明下さい。

2.1 審議内容をみると、一部採択とされてよかったのではありませんか。お伺い致します。

要旨 2.は、陳情書の標題、要旨共に、よく読んでいただければ、要旨.1(委託化中止)とは一体的不可分の関係にないことは明らかですし、補足説明書要旨 2.(3)(注 1)で財源問題も説明しております。

貴回答書は「委託化反対を前提とした今回の陳情については、」としていますが、「委託化と別にしても予算を増やしてほしいとの趣旨で書かれていると思う。」との光が丘図書館長答弁や委員が資料充実の必要性を認める発言(注 2)をされております。

要旨.1(委託化中止)を不採択にしても、なんら矛盾なく、むしろ委託化中止不採択だからこそ、財源問題との整合性もとれ、本件を採択してよかったのではありませんか。なぜ、そうされなかったのでしょうか、具体的にご説明下さい。

注 1：補足説明書より抜粋。

要旨 2.

(3) 委託化以外の方法でも経費節減は可能ですし、こちらにも具体的提案の用意もありますので、財源問題は別として、この表明どおり実施していただくことをお願い致します。

注 2：教育委員会議事録からの抜粋。

委員

陳情書要旨の 2 に資料費とあるが、どういった資料があって、練馬区の予算はどのくらいなのか。またこれが委託化とどのようにつながっていくのか。

光が丘図書館長

陳情者が書かれている資料費は図書購入費かと思われる。毎年わずかながら減額されている現状がある。なぜ図書購入費が減っていくのかというと、図書館全体の中で節約をするとすると、人件費、設備の維持管理費は減らすことはできないので、結果として図書購入費は少しずつであるが減っている。これを委託化とどうつながるかわからないが、委託化と別にしても予算を増やしてほしいとの趣旨で書かれていると思う。図書館としても本、資料の充実をしたいと思っている。しかし人件費等削ることができない経費がある中で、資料の充実をするためにも効率的な運営をして生み出した財源を、資料の充実にあてたいと考えている。

(以上、16 会議録 23 号 平成 16 年第 12 回教育委員会臨時会)

委員長

資料購入にあたり、区民からの要望は多いのか。

光が丘図書館長

図書館の日常業務において予約リクエストにて希望を聞いている。これにより希望する資料がない場合、各図書館での協力貸し出し制度がある。これは 23 区の図書館、26 市の図書館、都立図書館から希望する図書があれば借りる制度である。また希望された図書はどこにもなく、この図書は必要であると判断すれば、購入することもある。

(中略)

委員

(前略)また、資料の購入費は区の財政とも関係してくるが、なるべく区民の声に答えていくようにお願いしたい。

(中略)

教育長

図書購入費が減っていることにどういう影響がでているのか。

光が丘図書館長

予算が減っていることは買うことができる本の数が減っている。一冊の本の回転率が高くなるので、区民から本が古い、傷んでいる、古い本が並んでいると意見があった。平成 12 年頃からシステムの導入により、全館で統一して貸し出しする方式に変わり、サービスの向上に努め、貸し出し件数は資料費が落ちて平成 15 年度は伸びたところである。影響であるが、まず一般的な本は 11 館全てに配置し、それから専門的な図書を配置することになる。貫井図書館の場合は美術館が併設されているので美術書、石神井図書館は郷土資料館が併設されているので郷土資料に関する図書を配置しているが、一般書のつぎに専門分野の図書を配置しているため、専門書を十分に配置できないところである。

教育長

練馬区の図書館は回転率が高いということであるが、これは本が少ないためであるのか。

光が丘図書館長

ある特定の本を多くの方が借りられるということである。蔵書数のわりに貸し出し件数が多いことが回転率をあげている。

(以上、16 会議録 24 号 平成 16 年第 10 回教育委員会定例会)

3. 「陳情 要旨 3.全館に知識と経験豊かな職員を配置して下さい。」を一括不採択とされたのは、どうしてでしょうか、ご説明下さい。

- 3.1 一部採択にしてよかったのではありませんか、お伺い致します。

要旨 3.は、陳情書の標題、要旨共に、よく読んでいただければ、要旨.1(委託化中止)と一体的不可分の関係にないことは明らかです。

むしろ、委託化により、より知識と経験豊かな職員の配置が必要とされることは、本文書 1.1 項目(委託社員の定着率と資質問題)をご覧いただければ明らかです。一括不採択の経緯、判断を具体的に説明下さい。

4. 「陳情 要旨 4. 図書館法に基づいて図書館協議会を早急に設置し、練馬区の図書館のあり方を協議してください。」を一括不採択とされたのは、どうしてでしょうか、ご説明下さい。

4.1 一部採択にしてよかったのではありませんか、お伺い致します。

要旨 4.は、陳情書の標題、要旨共に、よく読んでいただければ、要旨.1(委託化中止)と一体的不可分の関係にないことは明らかです。

むしろ、委託化により、中・長期的な図書館のありかたの策定は重要さを増します。法定数値基準のない図書館関係費は削減されやく、他の行政需要に押されて、図書館が衰退しかねません。「区民生活に不可欠な図書館」にするためには、「こういう図書館にするとの姿が常に明らかで、実現への道筋が公に示されていること」(図書館政策)が、その最良の防止策です。

図書館協議会は、「地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得」て設置される法に基づく機関で、住民の意思を反映したよりよい図書館への道筋(図書館政策)には欠かせないものです。

審議における図書館協議会の説明(注1)には、陳情内容等について誤解がありますが、図書館法及び同法に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示第132号平成13年施行)」(注2)並びに同基準の基になっている「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について(報告)」(平成12年12月8日生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会) (注3)を正確にご理解いただき、一部採択にしてよかったのではありませんか。図書館法、「望ましい基準」、「基準について(報告)」などのご認識を含め、具体的にご説明下さい。

注1:教育委員会議事録からの抜粋。

委員

多くの区において図書館協議会を設置していないが、その理由、その背景についておしえてほしい。

光が丘図書館長

陳情にもあったが、光が丘図書館では開設の際に建設懇談会が開かれ、区民が加わって議論した。また利用者懇談会も開き、意見を聞いている。日常でも窓口でいろいろな意見を聞いているので、新たに図書館法にある図書館協議会を設置するまでにはいたっていない。図書館法に基づく図書館協議会の委員は教育関係者と学識経験者となっている。学術的、専門的な立場の方が議論する場でなくても、必要であれば、その都度区民と交えた委員会、懇談会を設置し協議している。練馬区においても、子ども読書活動推進会議には区民が入ったメンバーであるなど、必要に応じて設置している。他区においてもそのように行っているようである。

委員

図書館協議会を設置しなくても、区民の意向、要望を聞きながら運営をしていると考えてよいか。

光が丘図書館長

今回委託の提案があったために、この件について区民の意見を聞く場がほしいということで陳情されたと思う。陳情書にもあるが、光が丘図書館を建設するにあたり、開設するまで2年以上も議論し、地域の方が参加し、図書館をつくってきた。このことについては陳情書にて評価されている。このように、練馬区立図書館は区民と協力し、知恵を出しあって運営していると考えている。

(16 会議録 24 号 平成 16 年第 10 回教育委員会定例会)

注2:公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示第132号平成13年7月18日施行)からの抜粋。

1 総則

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、**図書館協議会の協力を得つつ**、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

2 市町村立図書館(引用者注:市には、特別区を含む。1総則(2)設置に規定されている)

(10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

注3：公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）（平成12年12月8日 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会）からの抜粋。

これからの公立図書館の在り方

3 今後の課題

(2) 住民の意思に基づく図書館の運営

地方分権、規制緩和等が進められつつある今日、図書館の設置・運営は、**住民の意思を十分に尊重して行われる必要がある**。このため図書館は、住民の需要等に関する調査の実施や**図書館協議会の活性化を進めること等により、住民の意思を図書館の運営に最大限に反映させるよう努めなければならない**。

基準の内容

2 市町村立図書館

(10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営ができるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

5. 「陳情要旨5.利用者懇談会を開いて、利用者の声を運営に活かしてください。」を一括不採択とされたのは、どうしてでしょうか、ご説明下さい。

5.1 一部採択にしてよかったのではありませんか、お伺い致します。

要旨5.は、陳情書の標題、要旨共に、よく読んでいただければ、要旨.1（委託化中止）と一体的不可分の関係にないことは明らかです。

むしろ、委託化により、利用者とのコミュニケーションを密にする利用者懇談会は、重要さを増します。

審議の中で利用者の会との連携が報告されています（注1）が、「利用者懇談会」的な関係にあるのは、光が丘図書館だけです。利用者の会等の会員組織とは別に、誰でも参加でき、図書館運営について話し合える場は、生涯学習支援プラン21にいう図書館の新たな役割「住民参加と交流の場としての図書館」にとっても必要ではありませんか。メールやファックス、手紙による苦情や要望・意見などとは異なる、話し合いの場の重要性についてどのように判断されたのでしょうか、お伺い致します。

注1：教育委員会議事録からの抜粋。

委員

利用者の会について報告があったが、これについてどのように対応されているのか。

光が丘図書館長

光が丘図書館の利用者の会は、建設懇談会に加わっていた方がこれから利用者として関わっていきいたいということで任意に作られた団体である。現在、定期的に館長との懇談会を開催していただいている。会より、図書館にお役に立つことがあればということで、配架ボランティアということで毎月1回土曜日に活動されている。また、館にてテーマ展示を年4回、会主催で行っている。春日町図書館では、館内のホールにて会の方が毎回テーマを決めて展示会を行っている。関町図書館は不定期で図書館との懇談を行い、館で活動されている。この会の図書館を活躍の場としたい意向に対し、場の提供ができていると思っており、会と良い関係であり、相互に図書館をより良くしたいと考えている。

委員

他館において、利用者の会ができた場合についてお聞きしたい。

光が丘図書館長

制度としてはないが、会を作って活動したいとお話があれば相談に応じたい。

（中略）

委員

利用者の会にて声を聞くことは良いことである。(以下略)
(以上、16 会議録 24 号 平成 16 年第 10 回教育委員会定例会)

以上